

補遺

平成 27 年 2 月
(株)日本法令

商業登記規則等の一部改正について

平成 27 年 2 月 27 日より、商業登記規則等の一部改正に伴い、**監査役の就任時、代表取締役の辞任時**の登記申請の際に添付する書面等が変更となります。

登記 62-A「特例有限会社役員変更登記申請・届出様式集」に収録の解説書は、平成 27 年 2 月 26 日までに登記申請することを前提に作成されておりますので、平成 27 年 2 月 27 日以降に登記申請する場合は、下記箇所を読み替えてご使用くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

<改正の内容>

改正前	改正後
監査役を設置している場合、監査役の就任登記の添付書面として、その監査役は、公務員が職務上作成した証明書の添付は 不要 。	監査役を設置している場合、監査役の就任登記の添付書面として、 監査役は、 就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の 公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）の添付が必要 。 ※同じ役員が再任する場合には、公務員が職務上作成した証明書の添付は不要。
代表取締役の辞任届に押印する印鑑は認印でも可。印鑑証明書等の添付は 不要 。	代表権を有する取締役（法務局に印鑑届出している者に限る）の辞任届には、 個人の実印か法務局に印鑑届出している法人の実印を押印する。個人の実印を押印した場合には、その個人の実印証明書の添付が必要 。

《公務員が職務上作成した証明書の例》

- 住民票 ○戸籍の附票 ○住基カード（住所が記載されているもの）のコピー※
- 運転免許証等のコピー※
- ※裏面もコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印が必要。

<読替え箇所>

◎ 30 ページ、左段下から 14 行目の「イ 就任の承諾を証する書面と印鑑証明書（商登法 54 I、商登規 61 II）」の説明に「取締役、監査役の就任承諾は、株主総会議事録に記載があれば、その議事録が就任の承諾を証する書面となります。」との旨の記載がありますが、商業登記規則等の一部改正により、登記申請の際に、監査役の就任承諾書に加えて、就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）の添付が必要になりました。なお、再任の場合には、公務員が職務上作成した証明書は不要です。

◎ 31 ページ、右段下から 9 行目の「辞任の場合は、本人からの辞任届を添付します。」の後に、下記説明を追加のうえ、読み替えてください。

=====
代表権を有する取締役（法務局に印鑑届出している者に限ります。取締役が 1 名の場合はその取締役、取締役が複数でも代表取締役が選定されていない場合は各取締役）の辞任届には、①個人の実印を押印して、個人の実印証明書を添付するか、②登記所に届け出た法人の実印を押印（法人の実印証明書は不要）のいずれかが必要になります（任期満了による退任、死亡等では辞任届（印鑑証明書含む）は不要。）。

◎ 57 ページ、右段④の説明に下記説明を追加のうえ、読み替えてください。

=====
また、代表取締役の辞任届には、①個人の実印を押印して、個人の実印証明書を添付するか、②登記所に届け出た法人の実印を押印（法人の実印証明書は不要）のいずれかが必要になります（任期満了による退任、死亡等では辞任届（印鑑証明書含む）は不要。）。

◎ 59 ページ左段 18 行目④の説明、65 ページ左段 4 行目以降の説明に「監査役の就任の承諾を証する書面については、議事録の記載を援用する」旨の記載がありますが、商業登記規則等の一部改正により、登記申請の際に、監査役の就任承諾書に加えて、就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）が必要となるため、監査役の就任承諾書を作成することになります。この就任承諾書に記載する氏名と住所は、提出する公務員が職務上作成した証明書に記載された氏名と住所と一致していなければなりません。なお、再任の場合には、公務員が職務上作成した証明書は不要です。